

木村俊子記念船橋市学生会館の管理及び使用に関する要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、いきいき同窓会会員及びふなばし市民大学校いきいき学部学生の研修、交流の場である木村俊子記念船橋市学生会館（以下「学生会館」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 学生会館の名称及び位置は次のとおりとする。

(1) 名称 木村俊子記念船橋市学生会館

(2) 位置 船橋市芝山5丁目43番7号

(開館時間)

第3条 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 学生会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 金曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月25日から翌年1月10日まで

(使用者の範囲)

第5条 学生会館を使用することができる者は、次のとおりとする。

(1) いきいき同窓会会員

(2) ふなばし市民大学校いきいき学部学生

(3) その他市長が必要と認める者

(使用料)

第6条 学生会館の使用料は無料とする。

(使用の手続)

第7条 学生会館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、木村俊子記念船橋市学生会館使用簿（別記様式）に必要な事項を記載するものとする。

(使用の停止)

第8条 市長は、使用者が次の各号に該当するときは、学生会館の使用を停止し、又は制限することができる。

(1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は、学生会館の使用にあたり次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 設置されている備品類は学生会館の外へ持出さないこと。

(2) 壁面、襖、障子等にはり紙、又は特別な設備をしないこと。

(3) 寄付金の募集、物品の販売を行わないこと。

(4) 騒音、又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 酒類、タバコ類、又はペット類等は持込まないこと。

(6) 学生会館の使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復すること。

(7) 本条に掲げるもののほか、学生会館の管理上不相当と認められる行為をしないこと。

(損害賠償)

第10条 使用者が学生会館の建物及び附属設備を損傷したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成6年5月24日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

